

就業条件明示書

契約 No. 1 2 3 4 5

令和 8 年 3 月 20 日

需給 花子 殿

(所在地) 恵庭市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇
(事業所名) 株式会社〇〇
(使用者職氏名) 代表取締役 ▲▲ ▲▲

① 次の条件で労働者派遣を行います。

④派遣先事業所の名称及び所在地	(名称) △△株式会社 北海道支店 (所在地) 札幌市中央区××-×× (電話) (011) 〇〇-〇〇〇〇
④就業場所	(名称) △△株式会社 北海道支店 道央工場 (部署) 水産加工開発部新商品開発課 (所在地) 石狩市××-×× (電話) (0133) 〇〇-〇〇〇〇
④組織単位	新商品開発課
②業務内容	新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務 (派遣法施行令第 4 条第 1 項第 3 号に該当)
③業務に伴う責任の程度	□付与される権限なし ■付与される権限あり [副リーダー(部下 2 名、リーダー不在の間における緊急対応が週 1 回程度あり)]
⑥⑫⑬派遣期間 (⑬の場合は⑫⑬の記載不要)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日 ☆派遣先事業所における期間制限に抵触する最初の日 (事業所単位の抵触日) 令和 11 年 4 月 1 日 ☆組織単位における期間制限に抵触する最初の日 (個人単位の抵触日) 令和 11 年 4 月 1 日 ★ (無期雇用の場合) 無期雇用のため適用なし ※派遣先の事業所における期間制限の抵触日 (事業所単位の抵触日) は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日 (個人単位の抵触日) は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続きを適正に行っていない場合や派遣労働者の個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申し込みなし制度の対象となる。
⑥就業日	月・火・水・木・金 (但し、祝日、夏季休暇 8/13~8/16 は除く)
⑤指揮命令者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課 (役職) 新商品開発課第一係長 (氏名) ★★ ★★★
⑭派遣先責任者	(部署) 水産加工開発部新商品開発課 (役職) 水産加工開発部新商品開発課長 (氏名) ◎◎ ◎◎ (電話) (0133) 〇〇-×××× 内線△△△△
⑭派遣元責任者	(部署) 派遣事業部 (役職) コーディネーター (氏名) ●● ●● (電話) (0123) △△-××××
⑦就業時間 (休憩時間)	例) 9 時 00 分から 18 時 00 分 (休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分までの 60 分間)
⑮時間外(休日)労働	1 日 5 時間 月 36 時間 年 360 時間 (休日労働 月 2 日 9 時から 20 時までの 8 時間) ※派遣元 36 協定の届出の範囲内とする。
⑧安全及び衛生	派遣先は、労働者派遣法第 44 条から第 47 条の 4 までの規定する自己に課された責任を負う。
⑯福利厚生	制服貸与あり、駐車場利用可 派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるよう配慮しなければならないこととする。 ★「待遇に関する情報提供」以外の便宜供与が図られる内容を具体的に記載すること。

<p>⑨ 苦情の申出先 処理方法 連携体制</p>	<p>(1) 苦情の申出を受ける者 『申出先』 (乙 派遣元) (部署) (役職) (氏名) (電話) 派遣事業部 派遣事業部長 ※※ ※※ (0123) ××-〇〇〇〇 『申出先』 (甲 派遣先) (部署) (役職) (氏名) (電話) 水産加工開発部 水産加工開発部長 ## ## (0133) ××-△△△△</p> <p>(2) 苦情処理方法、連携体制等 ①甲における (1) 記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②乙における (1) 記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞無く通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p>
<p>⑩ 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置</p>	<p>派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。</p> <p>さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇するときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも 30 日前に予告することとし、30 日前に予告しないときは労働基準法第 20 条第 1 項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第 26 条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。</p>
<p>⑪ 紹介予定派遣に関する事項</p>	<p>(紹介予定派遣に該当する場合は、派遣先が雇用する場合の労働条件等を記載すること)</p>
<p>⑬ 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置</p>	<p>労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。 (派遣元が職業紹介を行える場合は以下についても記載する) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、手数料として派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の●●分の●●に該当する額を支払うものとする(ただし手数料表の範囲内とする)。</p>
<p>⑭ 労働者派遣に関する料金</p>	<p>日額 20,000 円 (又は事業所平均日額 18,000 円) (月額、日額又は時間額で表記する)</p>
<p>備考</p>	<p>⑮ ※社会保険の加入手続きが完了していない場合は、その理由を記載すること。 ⑯ 介護休業の代替要員として派遣 ・休業する労働者 ○○ ○○ ・休業する労働者の業務 新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務 ・休業の開始：令和 8 年 5 月 1 日 終了予定日：令和 9 年 3 月 31 日</p>

就業条件明示書(別紙)

契約 No. 1 2 3 4 5

令和8年3月20日

⑪紹介予定派遣に関する事項(※紹介予定派遣の場合)

(1) 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等	
契約期間	期間の定めあり(令和○年○月○日～令和○年△年△日) 契約の更新 有(●●により判断する) 更新上限 有(通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回)
業務内容	(雇入れ直後) 新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成 (変更の範囲) ○○事務
試用期間に関する事項	なし ※(有の場合はその期間を記載。ただし紹介予定派遣により雇い入れた労働者について試用期間を設けることは望ましくない。)
就業場所	(雇入れ直後) △△株式会社 北海道支店 道央工場 水産加工開発部新商品開発課 (〒000-0000 石狩市□□町××-×× 電話(0133)○○-○○○○) (変更の範囲) △△株式会社 北海道支店 道東工場 水産加工開発部新商品開発二課 (〒000-0000 釧路市□□町××-×× 電話(0154)○○-○○○○)
始業・終業	9時00分から18時00分
休憩時間	12時00分から13時00分までの60分間
所定時間外労働	有(1日5時間、月36時間、年360時間の範囲内)
休日	毎週土、日、祝日、夏季休暇(8/13～8/16)、年末年始(12/30～1/7)
賃金	基本賃金:月給180,000～240,000円(毎月15日締切、毎月20日支払) 通勤手当:通勤定期券代の実費相当(上限月額35,000円) 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率(所定時間外:法定超25%、休日:法定休日35%、深夜:25%) 昇給有(0～3,000円/月) 賞与有(年2回、計1ヶ月分)
社会保険の加入状況	厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有
労働者を雇用しようとする者の名称	△△株式会社
就業場所における受動喫煙防止措置	屋内禁煙
(2) その他	
<p>・紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合にはその理由を、派遣労働者に対して書面により明示する。</p> <p>・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。</p>	